

令和2年4月20日

所 内 各 位

流体科学研究所
新型コロナウイルス感染症対策本部長

本学の緊急時における東北大学行動指針（BCP）レベル4引き上げに伴う流体研の対応について

令和2年4月17日付け総長通知「行動指針のレベル4への引き上げについて」を受け、流体研内に対策本部を設置すると共に、以下のとおり対応を行いますので、ご理解とご協力をお願い致します。なお今後、新型コロナウイルス感染症に関する所内の連絡・照会等は次のメールアドレスへお願いします。

ifs-covid-19@grp.tohoku.ac.jp

本通知に伴い、4月13日付のレベル3対応所長通知の記載内容は今後無効とします。また、今後より厳しい制限が必要となる事態も想定されますので、流体研HP等から常に最新の情報をご確認下さい。

1. 実施期間 4月21日（火）より当分の間

2. 対応内容

1) 考え方

- ・教職員は在宅勤務を原則とします。（事務部については完全2交代制かつ出勤者は2～3割程度とします）
- ・学生の課外活動は全面的に禁止、また入所についても下記に示す特別な場合を除き禁止とします。
- ・出勤／入所が必要な場合、当該の長*を通じて所長に事前に相談してください。
- ・所定プロセスを経て入所した場合も、リスク管理**を徹底のうえ、入所履歴を当該の長と共有し、残してください。

*当該の長：事務部においては事務長、研究室においては研究分野の長（研究支援業務含む）、技術室においては技術室長とします。（指導教員は所長にご相談ください。）

**リスク管理：上記により入所する場合、なるべく短時間とする、勤務中は人対人の接触を避ける、公共交通機関利用は原則避ける等、リスク回避に最大の配慮をしてください。

2) 行動指針（具体例）

- ・ 教員等の研究教育スタッフについては本学行動指針レベル4に照らして所長が出勤を認める者以外は在宅勤務とします。その場合にあっても、可能な限り交代制として、立ち入り者相互の面談は避けてください。なお所長が立ち入りを認める者とは、具体的には以下のスタッフが該当します。

①中止することにより大きな研究の損失を被ることになる、長期間にわたって継続している実験を遂行中のスタッフ

②進行中の実験を終了あるいは中断する業務に関わる研究スタッフ

③スパコンの維持のために一時的に入室する研究スタッフ等

- ・ 裁量労働制教員は、出勤／在宅勤務の別、その履歴を「勤務時間の状況の記録」に残してください。
- ・ その他教職員において（研究）設備維持や管理が必要な場合、当該の長を通じて所長に事前相談し、リスク管理を徹底のうえ入所し、その履歴を当該の長と共有し、残してください。
- ・ 出張は原則禁止とします。特別な事情がある場合、事前に所長までご相談ください。
- ・ 授業については原則オンラインのみとなります。詳細は各々所属する学部・研究科の指示に従ってください。
- ・ 学生の課外活動は全面的に禁止します。
- ・ 学生の入所は禁止とします。真にやむを得ない事情がある場合、事前に指導教員を通じ所長までご相談ください。仮に一時的に入所することが認められた場合も、リスク管理を徹底のうえ、指導教員による履歴の記録・管理を必須とします。
- ・ 所内会議については原則オンラインもしくはメール審議とします。
- ・ 事務部は完全2交替制かつ必要最小限での出勤体制となります。対応可能な業務量は顕著に低下しますので、ご配慮をお願いします。事務部への連絡相談等は係宛でのメールで依頼するなどして、事務室への入室は極力控えてください。
- ・ 業者（アマゾンを含む）への発注は人と人の接触の機会を大きく増加させるので、控えてください。

3) 施設利用の制限

- ・ 部外者の入所は全面禁止とします。（但し業者による納品検収や宅配便の受け渡し、警備業務と所内清掃業務は継続します。納品検収は全て事務室前の廊下で行い、事務

室横の複写機室に保管しますので適宜受領願います。またスパコンセンター・サポート業務（富士通）は継続しますが、研究所構成員は未来流体情報創造センター棟への立ち入りをお控え下さい。）

- ・ 図書室は閉室します。
- ・ 共用する施設は使用禁止の対応をとります。引き続き1号館各階ラウンジルーム、1号館ロビー及び2号館展示室のテーブルセット等の使用は停止します。（ラウンジルームの水道と自販機は除きます。）

※4/21(火)9:00 から、1号館以外の建物を常時施錠とします。

3. 現状最優先で取り組んでいただきたいこと

- ・ 新型コロナウイルス感染拡大の防止を最大の目的として、上記体制を構築しました。今後は本方針を所内で徹底する他、教員におかれましては指導する学生の現状把握とケアについて、なお一層の配慮をお願いします。

なお、教職員の在宅勤務の具体的実施方法については、4月13日事務長通知「BCPを踏まえた在宅勤務の活用について」等を参照の上、確実な実施をお願いします。

新型コロナウイルス感染防止のための流体科学研究所の行動指針（BCP）（2020/4/13暫定）

段階	研究活動（学生対応含む）	授業 （講義・演習・実習）	学生の課外活動他	所内会議	事務体制	施設利用
0	通常					
1	一部制限 感染拡大防止に最大限の配慮をしつつ、研究活動を行う	原則として学生の属する研究科の指示に従う。	感染拡大防止に最大限の配慮をしつつ、一部の課外活動を許可	十分な感染対策を取り対面会議を行ってよいが、オンライン会議を推奨	感染拡大に最大限の配慮をしたうえで、ほぼ通常の勤務を実施	デジタルサイネージ、WEBサイト等での感染に関する情報及びBCPレベル等の情報周知
2	制限一小 国等が定める感染危険地域への出張・旅行は原則禁止		・全面禁止 ・アルバイトの実態を調査把握する	対面会議は必要最小限とし、原則オンラインに移行	希望者への時差出勤、在宅勤務の推進	施設見学受入の中止
3	制限一中 原則として在宅勤務 出張・旅行・帰省等は原則禁止 学生の入所は原則禁止		・全面禁止	教授会・運営会議：最小限の人数が1号館2階会議室、他の出席者は※オンライン 上記以外の会議は原則オンラインもしくはメール等で実施	スプリットチーム制等による全体の5割規模の在宅勤務実施	・部外者の入所禁止（業者による納品、所内清掃、スパコンセンター除く） ・図書室、1号館各階ラウンジルーム、1号館ロビー、2号館展示室の使用停止
4	制限一大 東北大学BCPレベル4に定める許可要件に該当すると所長が認める者以外は在宅勤務		全面禁止	教授会、運営会議：オンラインもしくはメール会議	全体の7割規模の在宅勤務実施	・学内外を問わず入所は原則許可制
5	原則禁止 必要に応じて災害対策本部の班長以上（研究科長、副研究科長、安全衛生委員会教授）のみ出勤		全面禁止	教授会、運営会議：オンラインもしくはメールで開催可能な場合のみ開催	必要に応じて災害対策本部の班長以上（事務長、技術室長）のみ出勤	・所長室、事務長室、事務室以外 の使用禁止

※教授会において投票を必要とする場合は別途対応する。

（注1）本行動指針は、「新型コロナウイルス感染拡大防止のための東北大学の行動指針（BCP）」に基づき、施設利用を含めた流体研の具体的な行動基準を定めたものであるが、より詳細な指示については必要な都度、所長名で文書を発出する。

（注2）本行動指針の個々の項目及びそれに基づく具体的指示を出す際には全学BCP及び本BCPに定める行動指針レベル以上の制約を課す場合があるが、どの場合においても予め全学BCPに定められたレベルを下回るものであってはならない。